

東京都廃棄物審議会

災害廃棄物部会（第2回）

日時：平成28年12月16日(金)

15:00～17:00

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

議 事 次 第

1 開会

2 議事

- (1) 体制 WG での検討状況について（資料1）
- (2) 処理 WG での検討状況について（資料2）
- (3) 災害廃棄物部会の主な議題について
 - ①災害廃棄物処理実行計画について（資料3-1）
 - ②災害廃棄物処理計画の見直し、対策訓練、広域連携（資料3-2）
- (4) 今後のスケジュールについて（資料4）
- (5) その他

4 閉会

<配布資料>

- 資料1 体制 WG での検討状況について
資料2 処理 WG での検討状況について
資料3-1 災害廃棄物処理実行計画について
資料3-2 災害廃棄物処理計画の見直し、対策訓練、広域連携について
資料4 今後のスケジュールについて（案）

<参考資料>

- 参考資料1 災害廃棄物部会（第1回）議事録
参考資料2 各 WG 議事要旨（第1回合同 WG、第2・3回体制 WG、第2回処理 WG）
参考資料3 部会、各 WG 委員名簿
参考資料4 東京都廃棄物審議会運営要綱
参考資料5 各 WG 設置要綱
参考資料6 民間事業者へのアンケート・ヒアリング（目的と調査対象、調査票）

<机上資料>

- 机上資料1 東京都地域防災計画 震災編（平成26年修正 東京都防災会議） ※該当箇所のみ
机上資料2 東京都震災がれき処理マニュアル（平成24年度改訂版 東京都環境局）
机上資料3 災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
机上資料4 巨大災害発生時の廃棄物処理に係る対策スキームについて（平成27年2月巨大地震）

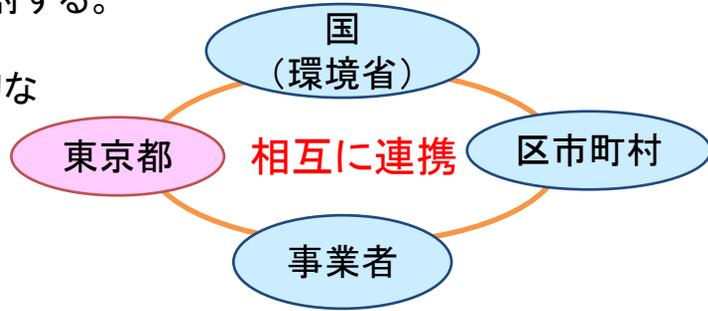
発生時における災害廃棄物対策検討委員会)

- 机上資料 5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平 2 7 年 1 1 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料 6 東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～（平成 2 8 年 3 月 東京都環境局資源循環推進部）※概要版及び該当箇所のみ
- 机上資料 7 東京都と各団体及び地方公共団体との協定
- 机上資料 8 災害廃棄物部会（第 1 回）資料
- 机上資料 9 第 1 回合同 WG 資料（議事次第、資料 3 - 1 ~ 3 - 3、4）
- 机上資料 10 第 2 回体制 WG 資料（議事次第、資料 1、資料 3 - 1 ~ 3 - 2、4）
- 机上資料 11 第 3 回体制 WG 資料（議事次第、資料 1、資料 3 - 1 ~ 3 - 6）
- 机上資料 12 第 2 回処理 WG 資料（議事次第、資料 1、資料 3 - 1 ~ 3 - 4、4）

体制WGの設置目的

➤ 非常災害時においても、都民の生活環境を保全しつつ、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うため、下記の事項を検討する。

- ① 国、地方公共団体、事業者等の適切な
役割分担の明確化
- ② 国、地方公共団体、事業者等との協
力・連携体制の構築



これまでの検討の進捗

➤ 災害廃棄物処理に関して知見を有する学識経験者を座長に据え、関係者が一堂に会する場で、主に以下の議題について議論

① 各主体の役割分担及び連携

災害の規模に応じた各主体の役割分担と連携方法
(**都・共同組織・区市町村の三層構造での連携**)等

② 行政機関内の組織体制、受援体制

災害時の行政機関内の組織体制(**機能別の班構成**)とその業務内容、支援を受けた際の体制(**受援体制**)等

③ 都民への広報

平時及び災害時の都民への広報活動等

④ 災害廃棄物処理の進め方

災害廃棄物処理事業のロードマップや進行管理等

体制WG委員(18名)

体制WG委員(18名)	
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 高田光康(座長) ・名古屋大学 減災連携研究センター 平山修久
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業者(2名) ・建設業者 ・建物解体業者
区市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の職員(特別区、多摩地域、島嶼部から各1名) ・東京二十三区清掃一部事務組合の職員 ・三多摩清掃施設協議会の職員 ・島嶼町村一部事務組合の職員 ・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の職員 ・環境省関東地方環境事務所の職員
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・総務局総合防災部の職員 ・環境局資源循環推進部の職員(3名)

体制WGでの検討状況について

① 各主体の役割分担及び連携

<過去の議論での前提>

- 災害廃棄物は、一般廃棄物であり、区市町村が一義的な処理責任を負う。
- 特別区地域と多摩地域、それぞれの地域での共同処理の推進を想定。
- 災害時においても平常時の処理体制をベースとした体制構築の推進を想定。
- 区市町村(共同処理も含む)で処理が困難な場合、東京都による支援が必要。

<主な議論及び方向性>

- 非常災害に対し、切れ目のない対応をするためには、**災害の規模に応じた実施体制の構築**が必要。
- 一定規模以上の災害発生時は、**特別区地域と多摩地域がそれぞれで自治体共同支援組織を設置**し、地域内・地域間での処理の推進が必要。
- 平時より国や民間事業者団体との連携を構築するとともに、大学・研究機関等の専門家ともネットワークを構築することが必要。

<今後の課題>

- ✓ 多摩地域では、自治体共同支援組織の設置について、具体的な検討が必要。
- ✓ 特別区地域と多摩地域**それぞれ**の自治体共同支援組織での相互応援について、連携して協議・調整していくことが必要。
- ✓ 島嶼部で発生した**災害廃棄物処理に係る体制**については別途、検討が必要。

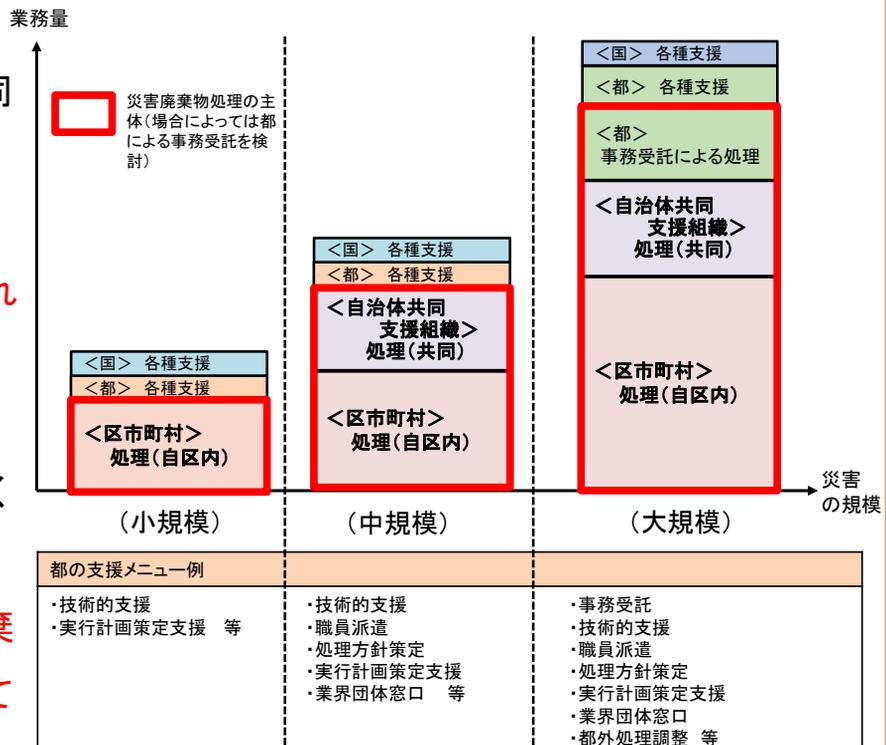


図 災害規模と災害廃棄物の処理実施体制(イメージ)

② 行政機関内の組織体制、受援体制

<過去の災害からの教訓>

- 正確な情報収集のため、連絡体制を定めるに当たっては、混乱を防ぐため情報の一元化が必要。
- 被災自治体担当との連絡確保のため、都道府県での連絡調整担当について検討が必要。
- 他自治体等からの援助の受入(受援)体制をあらかじめ、検討しておく必要がある。

<主な議論及び方向性>

- 災害廃棄物処理の円滑な推進のため、**全ての行政機関内で統一した組織とすることが望ましいことから、処理実行本部(仮称)の下に「総務班」、「資源管理班」、「処理班」、「受援班」の4種の班の設置を検討。**
- 処理実行本部(仮称)は、必要に応じ、**災害対策本部の有無に関わらず、立ち上げることも考慮。**
- 受援体制については、都の受援班が他県と連携し、また区市町村と都の受援班同士で連携する形が効果的。

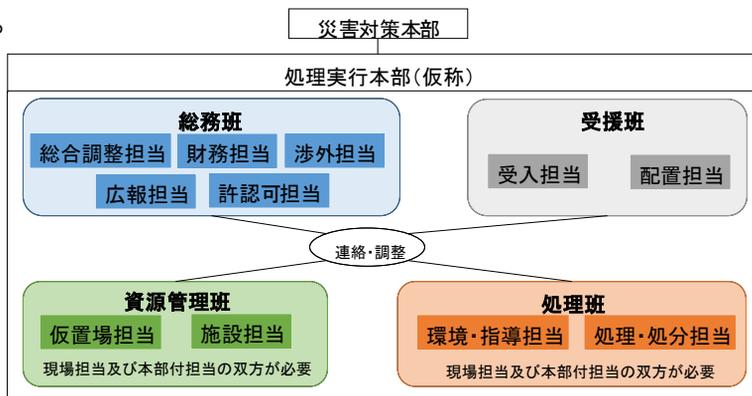


図 処理実行本部(仮称)の班構成

<今後の課題>

- ✓ 都庁のBCPの見直しに合わせて、庁内関係部局と調整しながら災害時の業務量、必要人員等の検討や配分が必要。
- ✓ 各班・担当が主導して連絡・調整を行いながら、業務を進めることが必要。
- ✓ 各班で所掌する目標や業務を漏れなく整理し、業務を進めることが必要。
- ✓ 受援体制については、東京都全体としての検討(区市町村も含め、東京都としてどのように支援を受けるか)が必要。
- ✓ 円滑に受援体制を構築するため、支援に入った人員が速やかに業務着手できるよう、業務の標準化(誰でも対応できるような工夫等)やフォーマット等の準備が必要。

③ 都民への広報

<過去の災害からの教訓>

- ▶ 過去の災害において、災害廃棄物処理の円滑化を阻害した下記事例が発生。
- ▶ 災害廃棄物の円滑な処理のため、効果的、効率的な広報が必要。

災害廃棄物の円滑な処理を阻害した事例

- ✓ 一部地域では、住民への分別等のルール周知されないまま、住民自ら仮置場への搬入を行った結果、無秩序な仮置きが行われた。
- ✓ ダイオキシン類の発生や有害物質の拡散等が懸念される野焼きが行われた。
- ✓ 仮置場に災害等に起因しない家電製品等が不法投棄されることがあった。
- ✓ 放射能の影響がない災害廃棄物についても放射能に懸念を持つ住民の反対から、広域処理が円滑に進まなかった。

<主な議論及び方向性>

- ▶ 災害廃棄物処理について、行政機関の公助だけでは限界があり、改めて「自助」、「共助」、「公助」の重要性を都民へ広報することが重要。
- ▶ 都民は「被災者であり排出者である」という視点での広報が重要。
- ▶ 災害時に便乗ごみや不法投棄等が発生しないよう、平常時より、都民に対して、災害ごみと便乗ごみの区別等の知識を普及啓発していくことが重要。
- ▶ 平時より都民に対して普及啓発を行うとともに、行政としては、発災後の効果的な広報の在り方を検討する事が必要。

<今後の課題>

- ✓ 被災者であり排出者である都民の「分別」に対するインセンティブが働くよう、都民目線で処理の進捗が分かるような表現(例えば、発災後1ヶ月後に災害廃棄物の処理がどこまで進んでいるかなど)の追記が必要。
- ✓ NPO・ボランティアを活用した広報の検討も必要。

④ 災害廃棄物処理の進め方

<過去の災害からの教訓>

- 災害廃棄物の円滑・迅速な処理には全体像を把握することが必要。
- 事前に発災後に必要な事項の確認・整理が必要。

<主な議論及び方向性>

- 計画・進行管理、災害廃棄物処理のそれぞれで**実施すべき業務と実施時期の目標**について検討(処理事業ロードマップ)。
- 実際に災害廃棄物処理を進める際は、**処理の進行管理と業務管理が一体**となるよう、留意が必要。

<今後の課題>

- ✓ 進行管理をすべき具体的な項目については検討が必要。

処理WGの設置目的

- 非常災害時においても、都民の生活環境を保全しつつ、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うため、下記の事項を検討する。
 - ① 都内での災害廃棄物の**発生量・処理可能量等の把握**
 - ② **仮置場の設置及び運営**に係る検討
 - ③ 災害廃棄物の**収集、運搬、処分及び再生**に係る検討

これまでの検討の進捗

- 災害廃棄物処理に関して知見を有する学識経験者を座長に据え、関係者が一堂に会する場で、**ケーススタディとして処理期間(発災から仮置場の現状復旧まで)を3年として**、主に以下の実務的な事項について議論
 - ① 災害廃棄物の発生量・要処理量・処理可能量
 災害廃棄物発生量が最大と想定される**東京湾北部地震(M7.3,冬,夕方18時)**を対象に、災害廃棄物(片付けごみや避難所ごみ等も含む)の発生量・要処理量、都内の廃棄物処理施設の処理可能量を試算
 - ② 仮置場の確保・整備
 処理の概略スケジュールを踏まえ、**仮置量のピークを想定した仮置場必要面積の試算**、仮置場の設置・運営の基本的な考え方を議論
 - ③ 災害廃棄物の処理方針、処理フロー
 災害廃棄物処理の基本方針に基づく「処理方針」の作成や災害廃棄物の処理フローについて検討
 - ④ 災害廃棄物処理の進め方
 災害廃棄物処理事業のロードマップや進行管理等

処理WG委員

学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 遠藤和人(座長) ➤ 名古屋大学 減災連携研究センター 平山修久
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃棄物処理業者(1名) ➤ 建設業者 ➤ 廃棄物処理施設プラント業者
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境局資源循環推進部職員(1名)

処理WGでの検討状況について

① 災害廃棄物の発生量・要処理量・処理可能量

<背景や教訓>

- 広域処理や仮設焼却炉の検討のため、都内既存施設の廃棄物処理の余力の把握が必要。
- 焼却やリサイクル等のための破碎等の前処理を考慮し、都内の破碎等処理可能量の把握が必要。

<主な議論及び方向性>

- 東京湾北部地震を対象に、災害廃棄物の**種類別の発生量・要処理量を推計**。
- 施設の被災も考慮した上で、一般廃棄物処理実態調査や東京都の報告・公表制度の実績データ等を用いて、**都内の廃棄物処理施設の処理可能量を試算**(中間処理(破碎・焼却)期間は2年)。
- 処理施設の実際の被災状況や発生した災害廃棄物の性状によっては、想定どおりの処理可能量が得られない可能性があることに留意が必要。

[単位 万トン]

	災害廃棄物発生量					
	合計	コン がら	木くず	金属 くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
区部	4,047	2,835	302	186	75	648
多摩地域	240	157	25	10	6	43
都内計	4,287	2,992	328	196	81	691

	焼却施設の処理可能量 (2年間)			(参考)破碎施設の処理能力※2 (2年間)		
	合計	公共	民間	合計	民間 (木くず)	民間 (がれき)
区部	72	50	22	(~2,089)	(~246)	(~1,843)
多摩地域	62	61	1	(~938)	(~45)	(~893)
都内計	134	111	23	(~3,027)	(~291)	(~2,736)

※1) 端数調整の関係で合計が一致しないことがある

※2) 破碎施設の処理可能量については、報告・公表制度の実績データを集計中であるため、上記では参考として処理能力を掲載している。

<今後の課題>

- ✓ 自動車や家電等については、大量発生・大量仮置きが想定されるため、発生量の想定が必要。
- ✓ 民間の破碎施設の処理可能量について、許可品目や処理実績等を踏まえた、追加検討が必要。
- ✓ 災害時における民間施設の廃棄物受入量を早期に把握し、処理可能量を見直すことが必要。
- ✓ 平常時からの民間施設の処理可能量把握のため、業界団体との連携の検討が必要。
- ✓ 発災後の時系列に応じた処理進捗状況の見える化が必要。
- ✓ 被害の様相が異なるため、**多摩直下地震を対象した検討**も必要。

② 仮置場の確保・整備

<背景や教訓>

- 東京都内は宅地等が密集し、広大な敷地を確保することが困難。
- 事前に仮置場の想定を検討することが必要。
- 実際にどの程度の面積の仮置場が必要となるか整理が必要。
- 特に初動時における分別の徹底が必要。

<主な議論及び方向性>

- 処理期間をケーススタディとして、3年と想定し、被災建築物の解体・撤去期間、仮置場の設置の時期、仮置場の運用方法等、仮置場の必要面積を算出するための前提条件について整理。
- **仮置場での災害廃棄物の搬出及び搬入も想定**し、仮置場面積を算出するための基本的な考え方を検討。
- 初動対応期、応急対策期の仮置場の設置・運営方法等について検討。

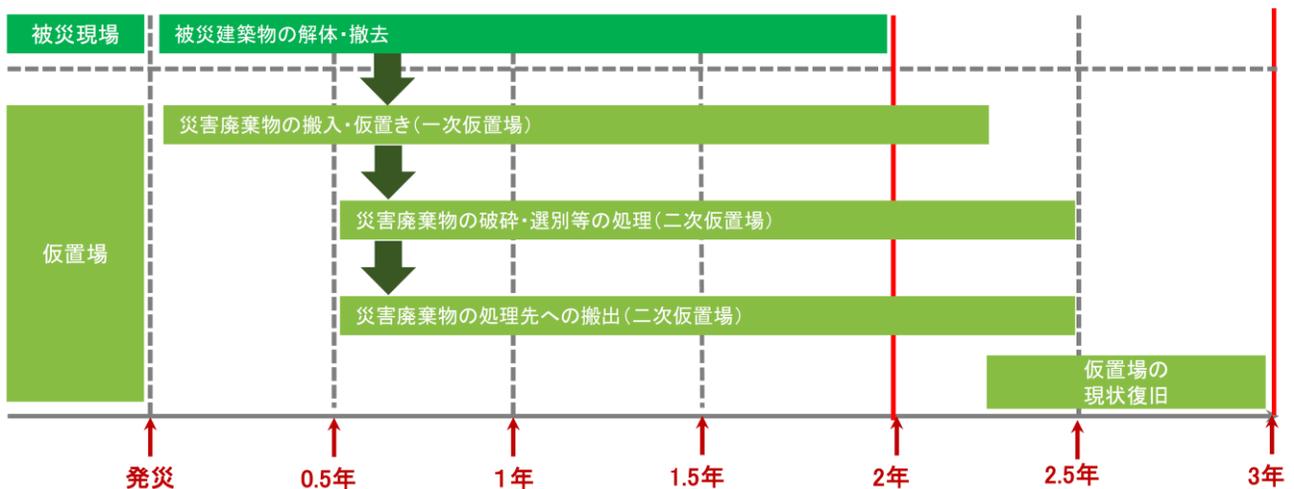


図 仮置場の必要面積試算にあたっての前提条件(処理スケジュール)

<今後の課題>

- ✓ 仮置場の選定の考え方(選定条件(搬入経路、道路状況等)等)の整理が必要。
- ✓ 仮置場不足を想定し、庁内他部局と連携を図りながら、災害時の空地利用や情報管理方法等について検討が必要。
- ✓ 復興資材の保管場所についても検討が必要。
- ✓ 仮置場での分別の考え方について検討が必要。
- ✓ 区市町村域を越えた仮置場の共同設置についての議論が必要。
- ✓ 災害廃棄物の搬入から搬出までのサイクル効率化等、仮置場の運用についても検討が必要。

③ 災害廃棄物の処理方針、処理フロー

<背景や教訓>

- 災害時の多数の業務が乱立する状況で、実施事項の優先順位付けが必要。
- 腐敗性廃棄物等の都民の生活環境に影響があるものについては、早期・優先的な処理が必要。
- 有害廃棄物の取扱いにおいても配慮が必要。

<主な議論及び方向性>

- 災害廃棄物の発生量・要処理量、都内施設での処理可能量を勘案し、**発災後概ね1ヶ月後に、基本方針に基づき、当該災害に即した処理方針を作成。**
- 処理方針には、処理の優先順位（腐敗性廃棄物等の種類、処理地域等）や処理期間、再資源化の方法・徹底の度合い等を明記。
- 被災建築物の分別解体や仮置場での粗分別、破碎・選別を行い、可能な限り、再資源化を推進する形で概略処理フローを作成。

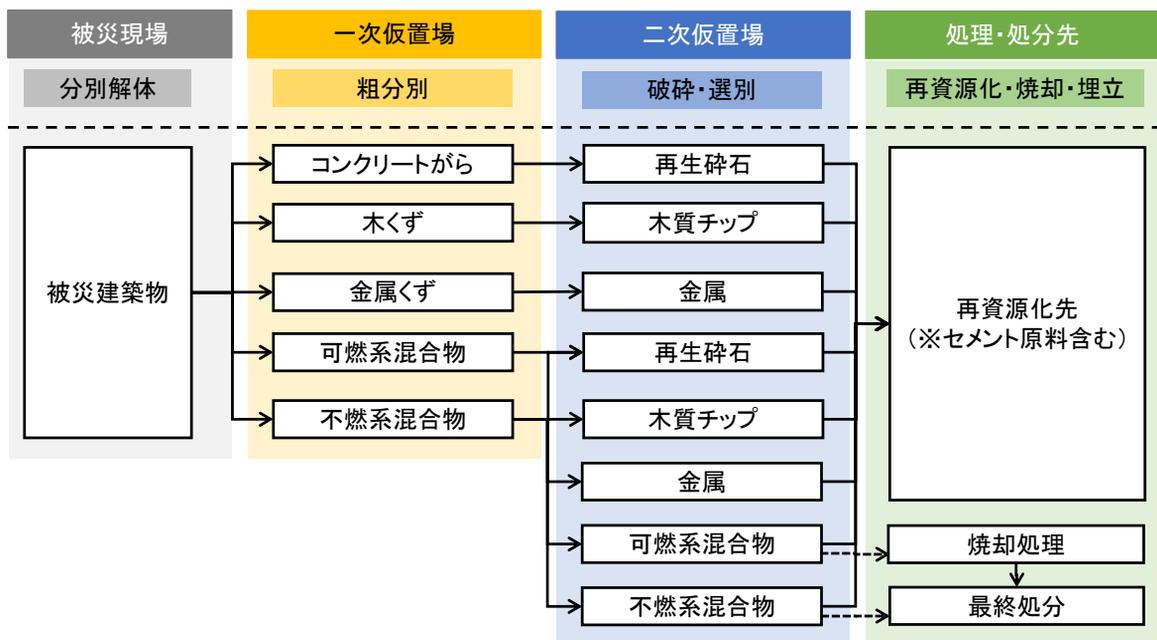


図 概略処理フロー

<今後の課題>

- ✓ 被災建築物以外（自動車、家電、有害廃棄物、生活ごみ、し尿等）の処理フローの整理が必要。
- ✓ 有害廃棄物等については、庁内他部局とも調整の上、情報の事前の整理が必要。
- ✓ 処理困難物等については、混合状態とならないよう留意するとともに、特に飛散性アスベストについてはあらかじめ回収等の検討が必要。
- ✓ 地下被災物の取り扱いについて検討が必要。

④ 災害廃棄物処理の進め方

<背景や教訓>

- 災害廃棄物の円滑・迅速な処理には全体像を把握することが必要。
- 事前に発災後に必要な事項の確認・整理が必要。

<主な議論及び方向性>

- 計画・進行管理、災害廃棄物処理のそれぞれで**実施すべき業務と実施時期の目標について検討**(処理事業ロードマップ)。
- 実際に災害廃棄物処理を進める際は、**処理の進行管理と業務管理が一体**となるよう、留意が必要。

<今後の課題>

- ✓ 実施すべき業務の状況把握の方法等について、マニュアル等で規定することが重要。
- ✓ 災害廃棄物処理の観点から、2年間で4,000万トン(約8万トン/日)の解体計画について検討が必要。

1. 災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け

- 災害廃棄物処理計画(以下「計画」という。)は、図3-1に示す位置付けとして策定すべきものである。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(平成27年11月)を踏まえ、「地域防災計画」と整合を図り、各主体が担うべき役割や災害廃棄物処理の方針・基本的事項等を定める性格のものである。
- また、災害廃棄物処理実行計画(以下、「実行計画」という。)は、下図に示す位置付けとして策定すべきものであり、発災後の実情に応じて災害廃棄物の円滑・迅速な処理をするため、具体的事項を定める性格のものである。

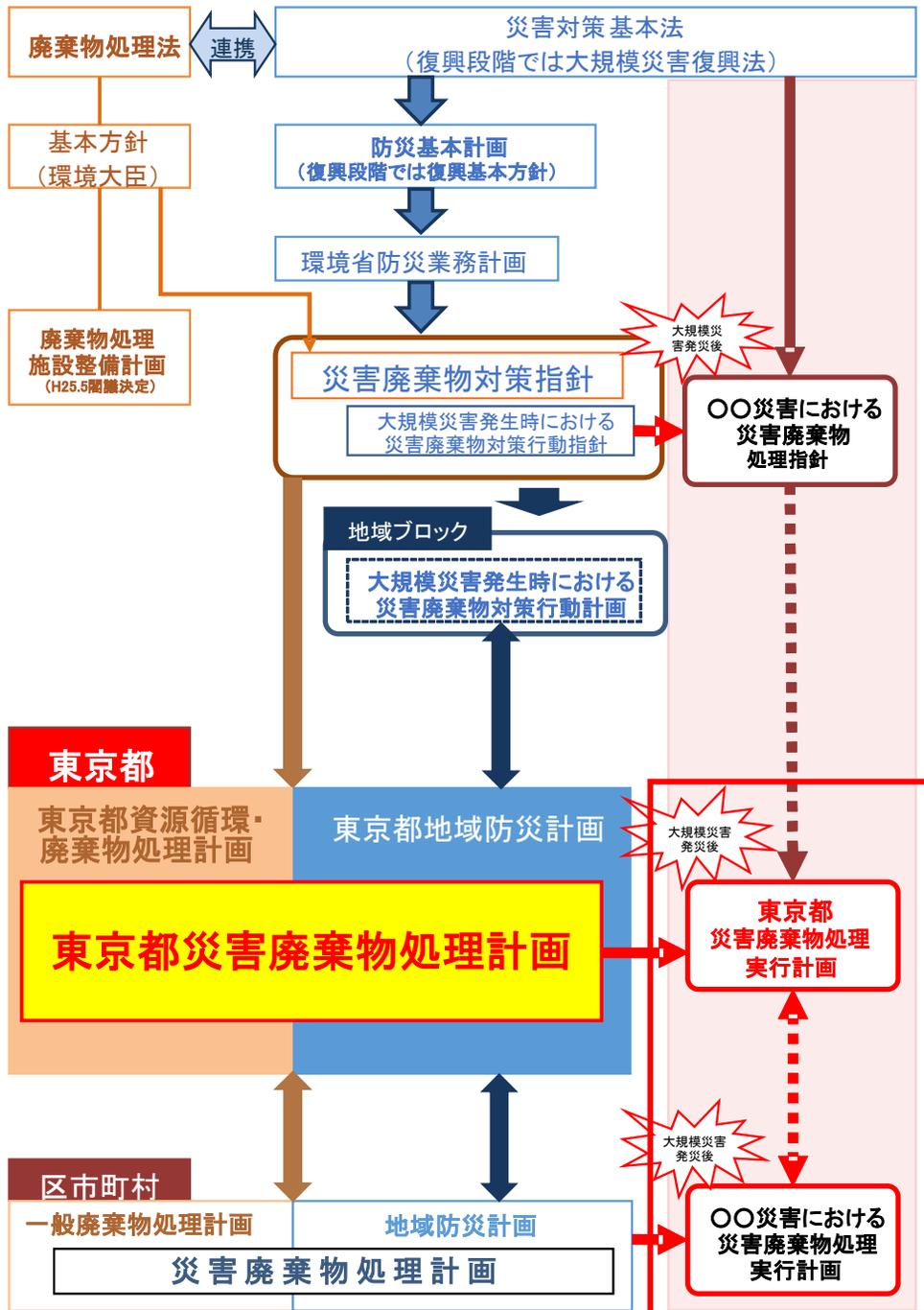


図3-1 災害廃棄物処理計画の位置付け及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け

※(WG合同会合資料3-2より)大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(平成27年11月、環境省大臣官・廃棄物リサイクル対策部)をもとに一部、加筆修正

2. 災害廃棄物処理実行計画の策定について(案)

- 実行計画は、災害廃棄物の円滑・迅速な処理を進めるため、発災後に策定するものである。区市町村においては、発災によって通常業務の範囲内で処理が困難となった場合等において、実行計画等策定することが基本となる。
- 実行計画の記載内容の基本的な考え方を表3-1に示す(ただし、被災状況や地域の実情に応じて、必ずしも表3-1に従う必要はない)。都においては、災害の規模等を総合的に勘案し、実行計画を策定せず、被害状況・発生量の集計や都内における処理方針の提示等に留まることがある。
- 国(環境省)が発災後に「災害廃棄物処理指針」を策定した場合は、それを踏まえて実行計画等を策定する。
- なお、初動時から実行計画を策定することは困難であると考えられることから、初動時における行動を規定したマニュアル(仮称)を整備し、マニュアル(仮称)を参考にしながら、発災後の状況を踏まえて実行計画を策定する。

表3-1 実行計画等の記載内容の基本的な考え方(案)

実行計画に記載する事項	実行計画 (区市町村)	実行計画 (各区、各市 町村共同)	実行計画等 (東京都)		
			小規模 災害 (※2)	中規模 災害 (※2)	大規模 災害 (※2)
被害状況、 災害廃棄物発生量等	○(※1)		○	○	○
災害廃棄物処理方針	○(※1)		—	○	○
実行体制(役割分担)	○(※1)		—	—	○
処理業務計画	○(※1)		—	—	○
処理方法	○(※1)		—	—	○

(WG合同会合資料3-2より一部変更)

※1 複数の区市町村に渡る災害については、各区市町村毎の実行計画でも、区市町村共同での実行計画でも可能とする。

※2 災害規模の中小は、単に地震の震度だけでなく、各自治体の地域の事情や人的資源等の状況、被災範囲、災害廃棄物発生量等による。

3. 処理計画への記載内容(案)

都内全体における災害廃棄物対策

【初動期(発災後約1ヶ月まで)】 災害廃棄物処理実行計画の策定について

- 発災前に作成した処理計画及びマニュアル(仮称)をもとに、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等、地域の実情を踏まえた災害廃棄物処理方針を含む実行計画の策定を行う。
- 発災後、各自治体が実行計画を策定するか否かは、各地域の被災状況や推計発生量、人的・物的資源の状況等を把握し、通常業務の範囲内で処理が困難となった場合等において、実行計画等を策定することが基本となる。
- 国(環境省)が発災後に「災害廃棄物処理指針」を策定した場合は、それを踏まえて実行計画を策定する。

【災害復旧・復興等】 災害廃棄物処理実行計画の見直し(随時)について

- 復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理にあたって課題等が次第に判明することから、随時、実行計画の見直しを行う。
- 実行計画は、処理の進捗に応じて発生量や処理量の推計値の見直しが行われた場合や災害等廃棄物処理事業費の国庫補助の対象の決定・変更があった場合等に、随時、見直しを行う。

【初動期(発災後約1ヶ月まで)】 東京都災害廃棄物処理実行計画の策定について

- 都は、発災後において国(環境省)が策定する「災害廃棄物処理指針」や、発災前に作成した計画及びマニュアル(仮称)をもとに、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等、地域の実情を踏まえた災害廃棄物処理方針を含む都実行計画の策定を行う。
- また、震災時には、発災後2週間以内を目途に都震災復興本部が策定する「東京都震災復興基本方針」を踏まえて都実行計画を策定する。
- 都実行計画においては、都と区市町村の役割分担を明確にすることや、具体的な分別・リサイクル方法を示し、品目別に処理目標を記載する。
- 都は、必要に応じて、区市町村や自治体共同支援組織※の実行計画の策定支援(情報提供や技術的助言)を行う。

【災害復旧・復興等】 東京都災害廃棄物処理実行計画の見直し(随時)について

- 復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物処理にあたっての課題等が次第に判明することから、都実行計画の見直しを行う。
- 都実行計画は、処理の進捗に応じて発生量や処理量の推計値の見直しが行われた場合や災害等廃棄物処理事業費の国庫補助の対象の決定・変更があった場合等に、随時、見直しを行う。そのため、都は区市町村や自治体共同支援組織※から必要な情報を収集する。
- また、発災後6か月以内を目途に都震災復興本部が策定する「震災復興計画」と都実行計画との整合を図る。

※自治体共同支援組織とは・・・

- 各区市町村が自区内で発生した廃棄物を、所管施設や民間施設を活用して処理しきれない場合、周辺の区市町村と連携を図り、共同で災害廃棄物を処理するための組織。
- 特別区では震度6強以上の地震が発生した際に組織されることが決まっている。
- 多摩地域では今後、組織化に向けた検討が行われる予定である。

1. 災害廃棄物処理計画の見直し

- 災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、下記に該当する場合、その内容について区市町村等へ情報提供・共有を行うとともに、計画の見直しを行う。
- 計画の見直しの必要性を確認するため、都内区市町村等の計画の策定・見直し状況、都内や他道府県の教育、訓練及び演習の実施状況等の情報を収集する。

【計画の見直しを行う場合】

- ① 地域防災計画や被害想定が改定された場合
- ② 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、災害廃棄物対策指針が改定された場合
- ③ 都内や他道府県における処理の教訓・課題、対策事例を踏まえ、改善点が見られた場合
- ④ 教育、訓練及び演習等を通して、計画の内容に改善点が見られた場合
- ⑤ その他計画の見直しが必要と判断された場合

2. 災害廃棄物処理に係る教育、訓練及び演習

- 発災後、特に初動時においては処理計画及びマニュアル（仮称）に基づき行動することから、処理計画及びマニュアル（仮称）の内容を必要に応じて関係者（行政職員等）へ周知する。
- 教育、訓練及び演習には、**都・区市町村・一部事務組合だけでなく関係事業者団体等にも参加**を促し、連携強化を図る。
- 災害廃棄物処理に精通した人材を育成するため、下記に示すような方法により人材育成のための教育、訓練及び演習を行う。
- **教育、訓練及び演習を通して、平常時から担当者間の関係を構築し、連携強化を図る。また、処理計画の内容について改善点が見つかった場合には、必要に応じて処理計画の見直しを行う。**

教育、訓練及び演習の方法（例）

- セミナー、講演会、意見交換会
- 現地への視察
- 情報伝達訓練
- 課題抽出型ワークショップ
- 状況付与型ディスカッション演習

3. 広域連携

- 災害時に円滑かつ迅速に災害廃棄物処理のための広域連携体制を整備できるよう、平常時から広域連携に関する協議の場(大規模災害廃棄物対策関東ブロック協議会)^{※1}(以下「関東ブロック協議会」という。)等へ継続的に参画する。得られた情報は必要に応じて都内区市町村へ共有を図る。
- 環境省等が主催するセミナーや研修会、教育、訓練及び演習等には積極的に参画し、平常時から近隣自治体担当者等とのネットワーク(九都県市、関東地方知事会の相互応援協定等)の構築・連携強化を図る。また関東地域全体が広く被災することも想定されるため、全国規模のネットワーク(全国都市清掃会議、全国知事会等)の構築・連携強化も同時に行う。
- 災害時においてD.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)^{※2}とも連携していく。
- 災害時に円滑・迅速に連携体制を構築できるよう、都の処理体制の特徴(3層構造の処理体制:区市町村→自治体共同支援組織→都)について都外自治体等に対して積極的に情報を公開する。

※1)大規模災害廃棄物対策関東ブロック協議会とは・・・

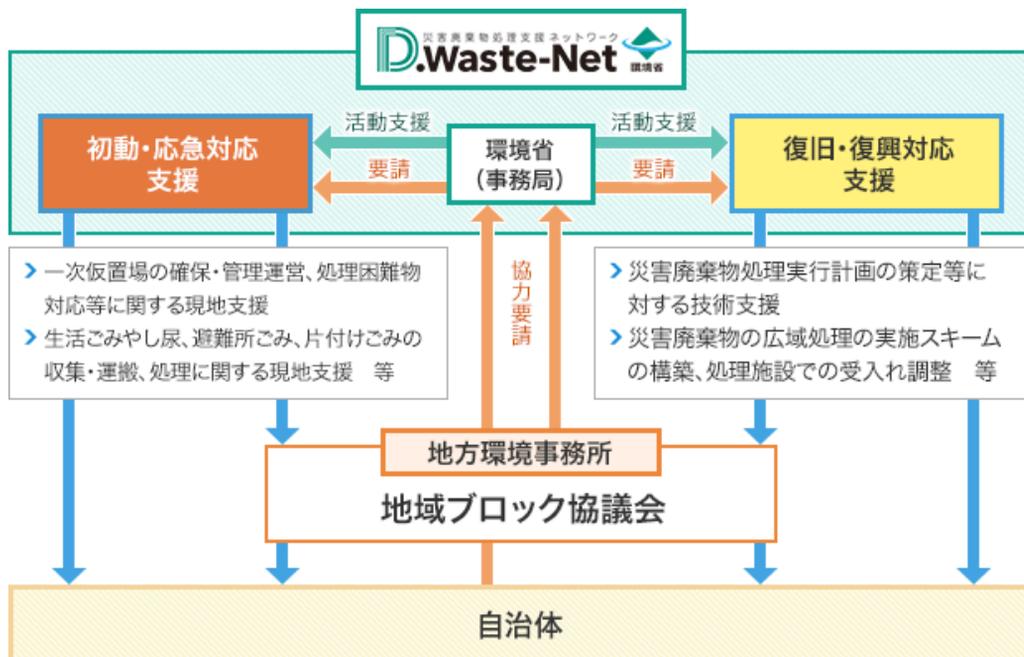
災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するための協議会。

- 事務局:環境省関東地方環境事務所
- 設置年月日:平成26年11月10日
- 関東ブロックの範囲(10都県)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県

※2)D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)とは・・・

- 国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築。
- 主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等。



今後は、各WGで計画(中間まとめ案)の作成に向けた最終的なとりまとめを行う。
 その結果を2月15日に開催予定の第3回部会において審議し、審議結果を反映させた計画(中間まとめ案)を作成する。また、第3回部会では事業者へのアンケート・ヒアリング調査結果について報告する。

その後、計画(中間まとめ案)を審議会総会に報告する。

部会	体制WG	処理WG	主な議題等
第1回 8月3日			<ul style="list-style-type: none"> ・東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について ・東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について ・東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について ・今後のスケジュールについて
	第1回 9月1日		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回部会での審議事項の共有 ・各WGの設置目的と所掌事項の確認 ・個別の審議事項
	第2回 10月20日		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回体制・処理合同WGでの質問・意見とその対応 ・東京都災害廃棄物処理計画の構成(案)
		第2回 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の審議事項 ・事業者へのアンケート・ヒアリング調査
	第3回 11月14日		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回体制WGでの質問・意見とその対応 ・東京都災害廃棄物処理計画の構成(案) ・個別の審議事項
第2回 12月16日			<ul style="list-style-type: none"> ・各ワーキンググループでの検討状況について 等
	第4回 1月16日		<ul style="list-style-type: none"> ・計画(中間まとめ案)の作成に向けての整理
		第3回 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(中間まとめ案)の作成に向けての整理
熊本視察(1月31日～2月1日)			
第3回 2月15日			<ul style="list-style-type: none"> ・各WGでの検討状況 ・計画(中間まとめ案)
東京都廃棄物審議会総会(2月～3月)			
			<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント(1ヶ月間)
第4回			<ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)
東京都廃棄物審議会総会(答申)			